

令和5年5月2日

県立山形北高等学校長

新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更に伴う5月8日以降の対応について

これまで新型コロナウイルス感染症の感染防止について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナの感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更され、季節性インフルエンザと同様の取扱いになります。

そのことにつきまして、学校医との協議の上、5月8日以降の本校の対応として、下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

- 1 生徒本人が、医療機関より新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合又は抗原検査で陽性反応が認められた場合については、発症後5日を経過しかつ症状軽快した後1日を経過するまでの期間、出席停止とします。なお、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用にご協力ください。
- 2 感染が不安で休ませたいと相談がある場合、生徒本人が、重症化リスクが高い基礎疾患（※）等をもち医師から登校自粛の診断を受けた場合については、出席停止とします。また、同居家族に高齢者等がいるなどの事情があつて、他に手段がないなどといった合理的な理由があると校長が判断した場合については、出席停止とすることがあります。
※糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など。
- 3 感染者の濃厚接触者としての登校自粛要請は求めないこととします。
- 4 学校は、校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合、学校医の助言を受けながら、その感染が疑われる状況の範囲に応じて、学級閉鎖、学年閉鎖または学校閉鎖等の臨時休業を行います。この場合、「さくら連絡網」等により全生徒・保護者に連絡します。
- 5 本校の感染防止対策について下記の通り実施していきます。
 - (1) さくら連絡網での健康チェックを継続します。但し、健康チェック内容を変更し、倦怠感、咳喉の痛み、頭痛、腹痛などとし、検温は求めません。従来どおり生徒は8時までの入力をしてください。コロナ感染に限らず欠席については、従来どおり保護者の方から8時まで、さくら連絡網での連絡をしてください。
※重症化リスクが高い基礎疾患等をもち登校自粛する場合は、基礎疾患名と医師の指示内容を明記してください。
 - (2) マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断にゆだねます。
※混雑したバスや電車への乗車時等にはマスクの着用を推奨します。
 - (3) 消毒液については、手指の消毒・除菌に効果があることから従来どおり入り口での消毒液を設置しますので活用してください。
 - (4) 換気については、継続して常時換気（窓を開ける）等の対策をしていきます。
- 6 これまで風邪症状がある場合は出席停止としていましたが、指定された感染症でない場合は欠席となります。